

◇ 米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援

Q : 国税庁から米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援取りを発表したそうですが、どのような内容ですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

さきごろ、国税庁から「米国関税措置を受けた酒類業者に対する各種支援」が公表されました。主な内容は、次のとおりです。

①相談体制の整備

②影響を受ける企業への資金繰りをはじめとした支援の強化

- ・資金繰り支援について、酒類業者に対し政策金融の周知広報を実施

③雇用維持と人材育成

- ・酒類業者に対し、雇用調整助成金等の各種支援制度について情報提供を実施

④国内消費喚起策の強化と国民の暮らしの下支え

- ・酒造用原料米価格高騰に関し、全国の地方公共団体に対して「『重点支援地方交付金』による『原料米等価格の高騰に伴い影響を受ける酒蔵等への支援』の再度のお願いについて(事務連絡)」を発出

⑤産業構造の転換と競争力強化

【酒類業振興支援事業費補助金】

- ・今般の関税措置による影響を受けた事業者が行う経営の効率化や商品の高付加価値化等の取組について、優先採択を実施予定

【輸出先多角化支援】

- ・「日本産酒類輸出促進コンソーシアム」事業を活用した製造者と輸出卸のマッチング支援を推進

